

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第49号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第8条の2</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職及び医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で、人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>413,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,600円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第8条の2</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職及び医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で、人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>414,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,700円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当)</p>

第9条 (略)

2 (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第2号に該当する扶養親族(子に限る。) 1人につき7,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については12,000円)

(2) (略)

4 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40(特定幹部職員にあつては、100分の50)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第9条 (略)

2 (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第2号に該当する扶養親族(子に限る。) 1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については12,000円)

(2) (略)

4 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		

	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
再任用職員以外の職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800			
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100			
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400			
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200	381,100						
95		294,800	342,700	381,500						

96		295,200	343,100	381,900							
97		295,400	343,200	382,200							
98		295,700	343,700	382,700							
99		296,100	344,100	383,100							
100		296,500	344,400	383,500							
101		296,700	344,700	383,800							
102		297,000	345,100								
103		297,400	345,500								
104		297,700	345,900								
105		297,900	346,400								
106		298,200	346,800								
107		298,600	347,200								
108		298,900	347,600								
109		299,100	348,100								
110		299,500	348,500								
111		299,900	348,800								
112		300,200	349,100								
113		300,300	349,600								
114		300,600									
115		300,900									
116		301,300									
117		301,500									
118		301,700									
119		302,000									
120		302,300									
121		302,700									
122		302,900									
123		303,200									
124		303,500									
125		303,800									
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第4項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 142,800	円 192,500	円 279,100	円 330,500	円 388,200	円 522,900
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100	526,000
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800	529,100
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600	532,200
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700	535,300
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400	537,700
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100	540,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800	542,500
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400	544,900
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000	546,600
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700	548,500
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500	550,400
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100	552,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800	553,400
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600	554,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300	555,600
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800	556,700
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400	557,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900	558,000
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500	558,600
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000	559,300
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600	
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200	
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700	
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900	
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200	
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700	
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200	
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700	
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200	
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700	
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200	
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500	
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900	
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300	
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800	
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200	
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700	
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100	
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600	
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900	
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100	
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300	
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500	

	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
	52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
	53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
	54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
	55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
	56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
	57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
	58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
	59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
	60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
	61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
	62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
	63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
	64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
	65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
	66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
	67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
	68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
再任用職員以外の職員	69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
	70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
	71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
	72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
	73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
	74	262,100	318,200	388,200		
	75	263,500	319,300	388,800		
	76	264,600	320,400	389,500		
	77	265,700	321,500	390,200		
	78	266,900	322,500	390,800		
	79	268,200	323,400	391,400		
	80	269,300	324,300	392,000		
	81	270,600	325,400	392,600		
	82	271,900	326,200	393,200		
	83	273,200	326,900	393,800		
	84	274,400	327,700	394,400		
	85	275,500	328,200	394,900		
86	276,600	328,700	395,400			
87	277,900	329,200	395,900			
88	279,100	329,700	396,600			
89	280,000	330,000	397,000			
90	281,200	330,500				
91	282,200	331,000				
92	283,400	331,500				
93	284,300	331,800				
94	285,300	332,200				
95	286,300	332,700				



96	287,300	333,200				
97	287,700	333,700				
98	288,600	334,200				
99	289,300	334,700				
100	290,200	335,200				
101	291,100	335,700				
102	291,800	336,200				
103	292,500	336,700				
104	293,200	337,200				
105	293,900	337,700				
106	294,400	338,100				
107	294,900	338,600				
108	295,400	339,000				
109	295,600	339,500				
110	296,000	339,900				
111	296,300	340,400				
112	296,600	340,800				
113	296,900	341,300				
114	297,200	341,700				
115	297,500	342,200				
116	297,800	342,600				
117	298,100	343,100				
118	298,500	343,500				
119	298,800	343,900				
120	299,200	344,300				
121	299,500	344,700				
再任用職員	217,100	258,300	283,100	325,500	384,000	522,700

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	
	33	350,900	420,200	474,100	534,800	
	34	353,300	422,100	476,200	536,600	
	35	355,500	423,900	478,300	538,300	
	36	358,000	425,900	480,400	540,100	
	37	360,400	427,800	482,500	541,700	
	38	362,800	429,800	484,300	543,300	
	39	365,200	431,800	486,100	544,700	
	40	367,400	433,800	487,900	546,300	
	41	369,700	435,600	489,600	547,800	
	42	371,100	437,400	491,400	549,200	
	43	372,600	439,100	493,200	550,600	
	44	374,000	440,900	495,000	551,900	

	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
	48	379,700	448,100	501,900	556,100
	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
再任 用職 員以 外の 職員	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700
	61	391,100	465,700	516,700	567,600
	62	391,600	466,400	517,500	568,500
	63	392,000	467,100	518,400	569,400
	64	392,500	467,800	519,200	570,300
	65	392,800	468,500	520,100	571,200
	66		469,200	521,000	572,100
	67		469,900	521,700	573,000
	68		470,600	522,600	573,900
	69		470,900	523,500	574,800
	70		471,600	524,300	
	71		472,300	525,200	
	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
75		474,700	528,700		
76		475,400	529,400		
77		475,800	530,200		
78		476,400	531,100		
79		477,000	532,000		
80		477,500	532,900		
81		478,100	533,700		
82		478,600	534,600		
83		479,100	535,500		
84		479,600	536,400		
85		480,000	537,200		
86		480,600	538,100		
87		481,000	539,000		
88		481,500	539,900		
89		482,000	540,700		
90		482,600			
91		483,200			
92		483,600			
93		484,100			
94		484,700			

	95		485,300			
	96		485,900			
	97		486,400			
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600

	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	443,800
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	444,100
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	444,400
再任用職員以外の職員	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	444,700
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600	445,100
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900	445,400
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300	445,700
	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500	446,000
	62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800	
	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100	
	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400	
	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600	
	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	405,900	
	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	406,200	
	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	406,500	
	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	406,700	
	70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	407,000	
	71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	407,300	
	72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	407,600	
	73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	407,800	
	74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800		
	75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400		
	76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000		
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500		
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000		
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500		
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000		
	81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300		
	82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800		
	83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200		
	84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600		
	85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000		
	86		289,100	325,000	345,900			
	87		289,300	325,200	346,200			
	88		289,500	325,600	346,500			
	89		289,900	326,000	346,900			
	90		290,100	326,400	347,200			

	91		290,300	326,800	347,600			
	92		290,500	327,200	347,900			
	93		290,900	327,500	348,300			
	94		291,100	327,700	348,600			
	95		291,300	328,100	348,900			
	96		291,600	328,400	349,200			
	97		292,000	328,600	349,500			
	98		292,300	328,900	349,900			
	99		292,500	329,200	350,300			
	100		292,800	329,500	350,700			
	101		293,100	329,700	351,200			
	102		293,300	330,000	351,600			
	103		293,500	330,400	352,000			
	104		293,800	330,600	352,400			
	105		294,100	330,700	352,900			
	106			331,000				
	107			331,400				
	108			331,600				
	109			331,800				
	110			332,200				
	111			332,600				
	112			333,000				
	113			333,200				
再任用職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900

19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	

	69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
	70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	430,700
	71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	431,000
	72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	431,300
	73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	431,700
	74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	432,100
	75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	432,400
	76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	432,700
	77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	433,100
	78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
	79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
	80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
	81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
	82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
再任	83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
用職	84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
員以	85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
外の	86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
職員	87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	
	88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	
	89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	
	90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900	
	91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400	
	92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800	
	93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200	
	94	281,400	314,600	348,000	366,000	392,600	
	95	282,300	315,300	348,700	366,400	393,100	
	96	283,300	315,900	349,300	366,700	393,500	
	97	284,000	316,600	349,700	367,300	393,900	
	98	284,800	316,900	350,100	367,800		
	99	285,400	317,500	350,600	368,300		
	100	286,300	318,200	351,000	368,800		
	101	287,100	318,600	351,500	369,400		
	102	287,900	319,200	351,900	369,900		
	103	288,700	319,800	352,400	370,400		
	104	289,500	320,400	352,800	370,800		
	105	290,200	320,800	353,100	371,400		
	106	290,700	321,300	353,600	371,900		
	107	291,200	321,800	354,000	372,400		
	108	291,700	322,300	354,300	372,900		
	109	291,900	322,700	354,800	373,500		
	110	292,200	323,100	355,300	373,900		
	111	292,400	323,400	355,800	374,400		
	112	292,800	323,700	356,300	374,900		
	113	293,100	324,100	356,800	375,500		
	114	293,300	324,500	357,300			
	115	293,700	324,900	357,800			
	116	294,000	325,200	358,200			
	117	294,300	325,400	358,600			
	118	294,600	325,700	359,000			
	119	294,900	326,100	359,500			



120	295,300	326,300	360,000				
121	295,600	326,500	360,400				
122	296,000	326,800	360,900				
123	296,300	327,100	361,400				
124	296,700	327,400	361,900				
125	296,900	327,600	362,200				
126	297,100	327,900					
127	297,400	328,300					
128	297,800	328,500					
129	298,000	328,600					
130	298,300	328,900					
131	298,700	329,300					
132	299,100	329,500					
133	299,300	329,800					
134	299,600	330,200					
135	300,000	330,600					
136	300,300	331,000					
137	300,500	331,300					
138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					
147	303,500	335,000					
148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500						
155	305,700						
156	306,000						
157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						
166	309,200						
167	309,500						
168	309,800						
169	310,200						

再任用職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第4条関係)

## 福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	156,100	206,400	252,300	273,400	318,500	362,300
	2	157,300	208,200	253,900	275,200	320,700	364,900
	3	158,500	210,000	255,300	276,800	323,000	367,400
	4	159,700	211,700	256,900	278,300	325,200	370,000
	5	160,700	213,400	258,000	280,100	327,400	371,900
	6	162,200	215,200	259,300	282,200	329,400	374,400
	7	163,600	217,000	260,700	284,300	331,600	376,700
	8	165,000	218,700	262,100	286,600	333,800	379,200
	9	166,300	220,600	263,300	288,600	335,800	381,700
	10	167,700	222,100	264,800	290,700	338,000	384,400
	11	169,100	223,500	266,100	292,900	340,000	387,000
	12	170,600	224,900	267,200	295,000	342,200	389,700
	13	172,100	226,400	268,500	296,800	344,000	392,100
	14	173,600	228,000	270,200	299,100	346,000	394,400
	15	175,100	229,600	271,900	301,300	348,100	396,600
	16	176,500	231,200	273,600	303,500	350,100	399,000
	17	178,100	232,600	275,200	305,600	351,800	400,800
	18	179,900	234,200	277,100	307,900	353,800	402,800
	19	181,600	235,700	278,900	310,100	355,600	404,700
	20	183,300	237,200	280,500	312,400	357,500	406,500
	21	184,800	238,300	282,100	314,400	359,500	408,400
	22	186,500	239,800	283,900	316,500	361,400	410,200
	23	188,200	241,100	285,500	318,700	363,400	412,000
	24	189,800	242,500	287,200	320,800	365,300	413,900
	25	191,400	244,000	289,100	322,800	367,300	415,700
	26	193,200	245,700	290,800	324,800	369,200	417,200
	27	195,000	247,200	292,600	326,900	371,200	418,700
	28	196,700	248,900	294,400	328,900	373,200	420,300
	29	198,500	250,300	295,800	330,800	374,700	421,900
	30	200,000	251,600	297,500	332,900	376,500	423,200
	31	201,500	252,900	299,200	334,800	378,300	424,500
	32	202,900	254,300	300,800	336,900	379,900	425,700
	33	204,400	255,600	302,300	338,500	381,700	426,900
	34	205,700	256,900	303,900	340,400	383,100	428,200
	35	207,000	258,200	305,400	342,300	384,600	429,500
	36	208,200	259,400	307,000	344,200	386,200	430,700
	37	209,500	260,800	308,600	345,500	387,600	431,900
	38	210,900	262,400	310,100	347,400	388,800	432,700
	39	212,300	264,000	311,500	349,300	390,000	433,500
	40	213,700	265,500	313,100	351,100	391,100	434,300
	41	214,700	266,900	314,400	353,000	392,200	434,900
	42	215,900	268,500	316,000	354,800	393,400	435,600
	43	217,000	270,100	317,500	356,600	394,600	436,300
	44	218,200	271,600	319,000	358,300	395,700	437,000

	45	219,100	273,300	320,100	360,100	396,400	437,800
	46	220,200	274,900	321,300	361,500	397,100	438,600
	47	221,100	276,500	322,500	363,000	397,800	439,000
	48	222,100	278,100	323,700	364,400	398,500	439,700
	49	223,000	279,600	324,700	365,400	399,100	440,200
	50	224,100	281,200	325,700	366,500	399,700	440,600
	51	225,200	282,800	326,600	367,600	400,200	441,000
	52	226,000	284,300	327,600	368,700	400,600	441,400
	53	226,600	285,800	328,500	369,600	401,000	441,800
	54	227,700	287,300	329,200	370,200	401,300	442,200
	55	228,400	288,700	330,000	371,000	401,600	442,600
	56	229,300	290,200	330,800	371,800	401,900	442,900
	57	230,100	291,600	331,400	372,600	402,200	443,200
	58	231,000	293,000	331,900	373,400	402,500	443,600
	59	231,800	294,500	332,500	374,200	402,800	443,900
	60	232,700	296,000	333,000	375,000	403,100	444,200
	61	233,700	297,200	333,500	375,900	403,400	444,500
	62	234,600	298,700	333,700	376,600	403,700	
	63	235,500	299,900	334,300	377,300	404,000	
	64	236,300	301,400	334,900	378,000	404,300	
	65	237,200	302,500	335,200	378,300	404,600	
	66	238,200	303,800	335,700	378,900	404,900	
	67	239,400	304,900	336,200	379,500	405,200	
	68	240,500	306,200	336,700	380,200	405,500	
	69	241,500	307,000	337,200	380,600	405,700	
	70	242,600	308,100	337,700	381,300	406,000	
	71	243,700	309,300	338,100	381,900	406,300	
	72	244,600	310,500	338,600	382,500	406,600	
	73	245,300	311,800	338,800	382,900	406,800	
	74	246,400	312,500	339,300	383,500	407,100	
	75	247,500	313,200	339,800	384,100	407,400	
再任	76	248,500	313,800	340,300	384,700	407,600	
用職	77	249,400	314,600	340,600	385,100	407,800	
員以	78	250,400	315,300	341,000	385,600	408,100	
外の	79	251,400	316,000	341,500	386,100	408,400	
職員	80	252,400	316,700	341,900	386,700	408,600	
	81	253,300	317,000	342,100	387,200	408,800	
	82	254,000	317,300	342,400	387,600		
	83	255,000	317,900	342,900	388,000		
	84	256,000	318,200	343,300	388,400		
	85	256,700	318,600	343,600	388,600		
	86	257,500	318,900	343,900	388,800		
	87	258,200	319,300	344,400	389,100		
	88	259,100	319,600	344,800	389,400		
	89	259,700	320,100	345,100	389,600		
	90	260,500	320,500	345,500	389,900		
	91	261,300	320,800	345,900	390,200		
	92	262,100	321,100	346,100	390,400		
	93	262,600	321,600	346,400	390,600		
	94	263,300	322,000		390,900		
	95	263,800	322,200		391,200		

96	264,500	322,600	391,400
97	265,200	323,000	391,600
98	265,900	323,400	
99	266,600	323,800	
100	267,300	324,200	
101	267,800	324,400	
102	268,300	324,700	
103	268,700	325,000	
104	269,200	325,300	
105	269,300	325,700	
106	269,600	325,900	
107	269,900	326,200	
108	270,200	326,600	
109	270,600	327,000	
110	270,900	327,300	
111	271,300	327,700	
112	271,600	328,000	
113	271,900	328,300	
114	272,200	328,700	
115	272,500	329,000	
116	272,900	329,200	
117	273,200	329,300	
118	273,500	329,700	
119	273,900	330,100	
120	274,300	330,500	
121	274,500	330,700	
122	274,700		
123	275,100		
124	275,400		
125	275,600		
126	275,900		
127	276,300		
128	276,700		
129	276,900		
130	277,300		
131	277,700		
132	278,000		
133	278,200		
134	278,500		
135	278,900		
136	279,200		
137	279,400		
138	279,700		
139	280,000		
140	280,300		
141	280,500		
142	280,700		
143	280,900		
144	281,200		
145	281,600		

	146	281,800					
	147	282,100					
	148	282,400					
	149	282,700					
	150	282,900					
	151	283,200					
	152	283,400					
	153	283,700					
再任用職員		201,100	240,600	254,900	288,000	314,700	356,400

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p><b>第9条</b> 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)</u>については、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、<u>当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第2号に該当する扶養親族(子に限る。)</u> 1人につき8,000円(職員に配偶者が<u>ない場合にあつては、そのうち1人につ</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p><b>第9条</b> 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)</u>に係る扶養手当は、<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職9級以上職員等」という。)</u>に対しては、<u>支給しない。</u></p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)</u>にあつては、<u>3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき11,000円とする。</p>

ては12,000円)

- (2) 前項第2号に該当する扶養親族(子を除く。)及び前項第3号から第5号までの扶養親族 1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,000円)

4 (略)

**第10条** 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職

4 (略)

**第10条** 新たに職員となつた者に扶養親族(行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合(行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(行政職9級以上職員等にあつて



員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後<sup>に</sup>されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

は、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、行政職9級以上職員等以外の職員から行政職9級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後<sup>に</sup>されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係る

ものがある行政職 9 級以上職員等が行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職 8 級職員等が行政職 8 級職員等及び行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 9 級以上職員等以外のものが行政職 9 級以上職員等となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 8 級職員等及び行政職 9 級以上職員等以外のものが行政職 8 級職員等となつた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の90（特定幹部職員にあつては、100

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の95（特定幹部職員にあつては、100

<p>分の115) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の55</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>分の110) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)

**第3条** 特別職の職員等の給与等に関する条例(昭和46年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第4条** 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得</p>

<p>た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第5条** 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p><b>第8条</b> 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日<u>及びその日</u>後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はその<u>いずれかの日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p><b>第8条</b> 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、<u>同日</u>後における最初の<u>昇給日</u>（職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日<u>をいう</u>。以下この条において同じ。）又はその<u>次の昇給日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第6条** 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第5条</b> 第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第5条</b> 第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。</p>

以下同じ。)である職員を除く。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>394,000</u>
2	<u>454,000</u>
(略)	(略)

- 2 第2条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>328,000</u>
2	<u>364,000</u>
3	<u>392,000</u>

- 3～6 (略)  
(給与条例等の適用除外等)

#### 第6条 (略)

- 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「6月

以下同じ。)である職員を除く。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>395,000</u>
2	<u>455,000</u>
(略)	(略)

- 2 第2条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>329,000</u>
2	<u>365,000</u>
3	<u>393,000</u>

- 3～6 (略)  
(給与条例等の適用除外等)

#### 第6条 (略)

- 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与

に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第7条 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与条例等の適用除外等) 第6条 (略) 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成	(給与条例等の適用除外等) 第6条 (略) 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成

13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の165.0」とする。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の165.0」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。



(静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p><b>第4条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>372,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>420,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(給与条例等の適用除外等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の</p>	号給	給料月額		円	1	<u>372,000</u>	2	<u>420,000</u>	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p><b>第4条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(給与条例等の適用除外等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給</p>	号給	給料月額		円	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	(略)	(略)
号給	給料月額																				
	円																				
1	<u>372,000</u>																				
2	<u>420,000</u>																				
(略)	(略)																				
号給	給料月額																				
	円																				
1	<u>373,000</u>																				
2	<u>421,000</u>																				
(略)	(略)																				

122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職

する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9

員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第9条** 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165.0</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の</p>

採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165.0」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165.0」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第10条 静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年静岡県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を、大学等課程の履修又は国際貢献活動が職員としての職務に特に有用であると認められる場合にあつては100分の100以下、それ以外の場合にあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はその<u>いずれかの日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を、大学等課程の履修又は国際貢献活動が職員としての職務に特に有用であると認められる場合にあつては100分の100以下、それ以外の場合にあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、<u>同日</u>後における最初の<u>昇給日</u>（職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日<u>をいう</u>。以下この条において同じ。）又はその<u>次の昇給日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第11条 静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその<u>日後</u>における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はその<u>いずれかの日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、<u>同日</u>後における最初の<u>昇給日</u>（職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日<u>をいう</u>。以下この条において同じ。）又はその<u>次の昇給日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

2 (略)	2 (略)
-------	-------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条、第10条及び第11条の規定は平成30年1月1日から、第2条、第4条、第7条、第9条及び附則第5項から第7項までの規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「一般職条例」という。）第21条第2項の改正を除く。）による改正後の一般職条例の規定、第6条の規定（静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項及び第3項の改正を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第8条の規定（静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項から第4項までの改正を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成29年4月1日（以下「適用日」という。）から、第1条の規定（一般職条例第21条第2項の改正に限る。）による改正後の一般職条例の規定、第3条の規定による改正後の特別職の職員等の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）の規定、第6条の規定（任期付研究員条例第6条第2項及び第3項の改正に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第8条の規定（任期付職員条例第5条第2項から第4項までの改正に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。  
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の一般職条例（以下「改正後の一般職条例」という。）、改正後の特別職条例、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）又は第8条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員等の給与等に関する条例、第6条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第8条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職条例、改正後の特別職条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。  
(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職条例（以下この項から第7項までにおいて「第2条改正後一般職条例」という。）第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後一般職条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については	前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）につい
	1人につき6,500円（行政職給料表の適用	

	<p>を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,000円</p>	<p>ては10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）</p>
第10条第1項	<p>扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等</p>	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
第10条第1項第1号	<p>場合（行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）</p>	場合
第10条第1項	<p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）</p>	<p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至</p>

		つた場合（第1号に該当する場合を除く。）
第10条第2項	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職9級以上職員等以外の職員から行政職9級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等となつた日	死亡した日
第10条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養



		親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) 、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第10条第3項第2号	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後一般職条例第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後一般職条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円） 、前項第2号	、同項第2号
第10条第1項	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第10条第1項第	場合（行政職9級以上職員等に扶養親族	場合

1号	たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	
第10条第1項第2号	場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	場合
第10条第2項	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職9級以上職員等以外の職員から行政職9級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等となつた日	死亡した日
第10条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第10条第3項第2号	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

7 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条改正後一般職条例第9条第1項ただし書並びに第10条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後一般職条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	が8級	が8级以上

	行政職 8 級職員等	行政職 8 級以上職員等
	前項第 2 号	同項第 2 号
第10条第 1 項	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第10条第 1 項第 1 号	場合（行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）	場合
第10条第 1 項第 2 号	場合及び行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合	場合
第10条第 2 項	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職 9 級以上職員等以外の職員から行政職 9 級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等となつた日	死亡した日
第10条第 3 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
第10条第 3 項第	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつ	扶養親族

2号	ては、扶養親族たる子に限る。)	
第10条第3項第4号	行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級以上職員等	行政職8級以上職員等が行政職8級以上職員等
第10条第3項第6号	行政職8級職員等及び行政職9級以上職員等	行政職8級以上職員等
	が行政職8級職員等	が行政職8級以上職員等

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。